

弊社に対する業務改善命令について

2003年5月29日

弊社は、昨年9月3日より10月18日まで金融庁の立入検査を受けておりましたが、本日、金融庁より法令等遵守および保険募集管理態勢見直しにつき業務改善命令を受けました。今回の業務改善命令につきましては、ご契約者および関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしますことに、心からお詫び申し上げます。業務改善命令の内容等は、下記のとおりでございますが、弊社では今回の処分を厳粛に受け止め、今後の再発防止に向けて全社をあげて取り組む所存でございます。

記

1. 処分の原因となる事実

特定の自動車販売業者等との間で締結された生産物賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、整備受託自動車保険について、暫定保険料の算定基礎計数である年間売上高等を、不当に低い計数として、安い保険料を設定し、保険満期時においても確定精算を行わないことにより、保険業法に違反する保険料の割引が行われていた。

確定精算が行われていないことなどについては、社内の検査等で把握されていたと認められるにもかかわらず、事実関係についての十分な調査が行われず、改善に向けての取り組みが行われていなかった。

2. 業務改善命令の内容(保険業法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令)

実効性のある法令等遵守体制を構築するとともに、法令等の遵守について全役職員に対する教育・指導の充実・強化を図ること。

保険募集に係る全業務について、法令等遵守の観点から再点検を行うこと。
実施した再点検の結果に基づいて募集管理態勢の所要の見直しを行うこと。

3 . 今後の再発防止策

以下の対応を行い、法令等遵守体制及び保険募集管理態勢の充実・強化を図るとともに、全役職員及び代理店に対する教育・指導を徹底してまいります。

内部牽制部門について役員の担当を専任としました。

検査部の人員増強を実施しました。

コンプライアンス部門の人員を増強するとともに、適正化推進グループ（10名規模）を新設し、クリアランス運動に着手しました。

当該保険種目の販売規定見直しならびにチェックルールの再構築を行いました。

4 . 社内処分

関係者の厳正な社内処分を実施いたします。

以上

この件に関するお問い合わせ先

あいおい損害保険株式会社

広報部 次長 平根 浩次 TEL : 03-5789-6315